

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書 XIII

～ アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許 ～

小 谷 融

目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷
6. 銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第5号）
7. 銀行に対する公認会計士監査の実態
8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態（第74巻第6号）
9. 外資導入免許制度における外国公認会計士
10. 琉球政府「銀行法」の変遷（第75巻第1号）
11. 琉球政府「相互銀行法」の変遷（第75巻第2号）
12. 琉球政府「無盡業法」の変遷
13. 模合の規制法規（琉球政府「貸金業等取締法」ほか）（第75巻第3号）
14. 琉球政府「協同組合法」の変遷（第75巻第4号）
15. 琉球政府「信用金庫法」の変遷
16. 琉球政府が認可した信託会社（第75巻第5号）
17. 琉球政府「労働金庫法」の変遷（第75巻第6号）
18. 琉球政府「信用保証協会法」の変遷
19. 審議未了となった琉球政府「銀行法案」（第76巻第1号）
20. 琉球政府「移民金庫法」の変遷と移民金庫の財務状況（第76巻第2号）
21. 琉球政府「琉球海外移住公社法」の変遷と琉球海外移住公社の財務状況
22. アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許（第76巻第3号）

22. アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許

キャラウェイ高等弁務官は、沖縄のドル経済への移行に伴い積極的な外資導入政策を進める。しかし、この方針に対して沖縄側は必ずしも賛成しなかった。外資導入の中で特に注目を集めたのは、アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証に定められた制限条項撤廃に関する件である。琉球政府、立法院、金融界をはじめとする経済界は、アメリカン・エクスプレス銀行の制限条項撤廃を求める外資導入免許証修正申請に強く反対したにもかかわらず、キャラウェイ高等弁務官は外資の導入が住民の利益に合致することを繰り返し

返し強調し、申請どおりこれを認可せしめた。このようなキャラウェイ高等弁務官の一方的な態度は住民を強く刺激する。一方で、沖縄経済の現状において外資導入を全面的に否定することは間違っている、あるいは外資導入に対する地元の反対はキャラウェイ高等弁務官が指摘するように偏狭や利己主義に起因するものとの意見もあった¹⁾。

本章は、アメリカン・エクスプレス銀行問題に対する評価の検討に資するため、外資導入免許証制度の変遷を確認したうえで、県公文書館が所蔵する同行の外資導入免許証および同免許証修正申請に係る文書をみていくものである。

(1) 外資導入制度の変遷

外国銀行の外資導入免許証に定められる同行の営業範囲は、外資導入制度に大きな影響を受けることになる。戦後沖縄の本土復帰までの外資導入制度は、次のとおり、①特別免許時代（1946年～1952年2月）、②B型軍票円時代（1952年3月1日～1958年9月11日）、③ドル通貨時代（1958年9月12日以降）に区分することができる²⁾。

イ. 特別免許時代（1946年～1952年2月）

米軍司令部は1951年の民間貿易再開に先立ち、米国駐在軍に必要欠くことのできないもので、島内資本または技術では得られない企業を設立せしめる目的をもって米国その他の国々から外国企業を誘致した。琉球において米軍に物資やサービスを提供していたこれらの外国企業（いわゆる外商）は、琉球軍司令部参謀第一部発行の免許証、またはレックス（Ryukyu Exchange）との特別契約に基づいて事業活動を営んでいた³⁾。

ロ. B型軍票円時代（1952年3月1日～1958年9月11日）

米国軍政府は1948年6月26日、米国軍政本部特別布告第29号「通貨の交換と新通貨発行」を公布する。これにより同年7月以降、全琉の通貨はB型軍票円に統一された。その後、1958年9月15日高等弁務官布令第14号「通貨」による米国ドルへの切替までの法定通貨はB型軍票円であった。

この間の米国民政府の外資政策は、1952年3月1日米国民政府布令第74号「外資導入」から始まる。布令第74号は同年9月10日米国民政府布令第84号「琉球列島における外国人の投資」により廃止され、さらに、布令第84号は同年11月1日米国民政府布令第90号「琉球列島における外国人の投資」により廃止された。この布令第90号が1958年9月11日までB型軍票円時代の外資に関する法律として存続することになる。これら3布令の間に基本的立場の相異は見出せない⁴⁾。外国人の投資として奨励されるものは、次のとおりであり（第2項a）、企業は地元企業との合弁事業が優先された（第2項c）。

1) 宮里政玄 [1966] 204頁～206頁。

2) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄における外資導入制度1967年8月31日』（資料コード RDAE006235）「外資導入制度の変遷」。

3) 山城新好 [1964] 67頁。レックス（Ryukyu Exchange）は全琉の米軍要員およびその家族に種々の商品やサービスを提供していた。

4) 島袋鉄男 [1975] 438頁～439頁。

- ① 島内の天然資源を加工し、輸出物産を製造するもの。
- ② 輸入品に替わる物資を生産するもので、現在または将来において地元の技術または資本で建設し得る見込みのないもの。
- ③ 物資を輸入した後、これを琉球内で輸出用に加工するための設備および手段を提供するもの。
- ④ 米国駐屯軍に必要欠くことのできないもので、島内資本または技術では得られないもの。

外国人の投資および事業活動の管理権ならびに免許附与の権限は琉球政府に与えられていた（第3項）。これを踏まえ、琉球政府は、琉球側のみのメンバーによって構成される外資導入委員会を設置して、免許申請の審査に当らせている。しかし、この外資導入委員会が終始地元企業優先主義の立場を堅持し、特に商業部門への外資の免許申請に対して反対の意向を表明することもあり、外資導入は必ずしも促進されなかった⁵⁾。

このため、米国民政府は1952年12月29日、米国民政府布令第90号改正第1号および米国民政府指令第20号「外資導入合同審議会の組織及び職務並びに運営手続」を公布し、法的手続に基づいた外資導入合同審議会を発足させ、外資導入免許申請等の手続を明らかにした。外資導入免許申請は、米国民政府外資導入合同審議会へ提出しなければならない。外資導入合同審議会は外資導入免許等に関する処置に関して、行政主席に答申し、行政主席は副申を付して、米国民政府民政官にその承認を求め、その後に行政主席の署名をもって、免許証を発行する方式がとられた（改正第1号第3項）。なお、外資導入合同審議会の審議員は、琉球政府行政主席が任命する琉球政府職員3名、米国民政府民政官が任命する米国民政府職員2名の5名で構成される。

その後、米国民政府は1953年11月9日、米国民政府布令第90号「琉球列島における外国人の投資」改正第2号を公布する。改正第2号では、琉球政府行政主席が発行する普通免許以外に、米国民政府首席民政官が必要と認めた場合に発行する特別免許証または許可証の特別免許制度が設けられた（第11項）。この改正第2号は、従来のいわゆる外商を布令第90号「琉球列島における外国人の投資」の下での特別免許企業（いわゆる特免業者）に切り替えるための措置であった⁶⁾。

特別免許企業の顧客は、非琉球人に限られ、その大部分が米軍の代行機関と米軍関係者であった。しかし、特別免許企業は税金が全く課されないという特恵が与えられていたため、琉球の民間企業を著しく圧迫するおそれがあるとして琉球側業界は特別免許制度に強く反対する。このような経緯を踏まえ、米国民政府は、特別免許企業を1956年8月以降は琉球政府の発行する普通免許証に切替え、一般外資と同一に取扱うこととした⁷⁾。

5) 山城新好 [1964] 69頁。

6) 島袋鉄男 [1975] 439頁。

7) 山城新好 [1964] 67頁～68頁。1954年7月29日米国民政府「特例に関する訓令」において、特別免許は1956年7月31日まで有効であるとされていた。

ハ. ドル通貨時代（1958年9月12日以降）

1958年9月15日高等弁務官布令第14号「通貨」によって、同年9月16日以降、琉球列島における法定通貨は米国ドルとなる。このB型軍票円からドルへの切替えに先立ち、銀行、外国貿易および外資制度に関する法令が制定される。1958年9月12日に公布された高等弁務官布令第10号「銀行」、高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」、高等弁務官布令第12号「琉球列島における外国貿易」がそれである。

米国ドルが沖縄における法定通貨となったことにより為替管理も廃止され、外国資本投下市場としての沖縄の地位が変化する。このよう情勢の下、経済政策転換の一環として1958年9月12日高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」が公布され、外資導入政策が大幅に自由化される⁸⁾。同布令における政策（第1項）は、「琉球列島米国民政府及び琉球政府の根本目的は、輸入への依存度を減少し、輸出による所得を増加し、且つ琉球住民の適切な生活水準を維持するための健全且つ活気ある経済を発展せしめる為琉球の資源を最大限に活用する事を援助することである。高等弁務官及び行政主席は、琉球人との共同もしくは外国資本単独の何れを問わず、前述の目的達成に全面的実質的寄与すると同時に投資者側も適当な利得を受ける如き外国資本の投資を歓迎する。経済資源の開発又は琉球列島の生産力の発達に寄与する新規生産事業の設立を目的とした健全な投資申請に対しては特にこれを奨励する」とし、外資導入に対する一段の積極性を示している。この政策の要点は次のとおりである⁹⁾。

① 旧外資法の島内資本優先主義、島内資本との合弁優先主義を放棄し、外国資本の単独投資を合弁投資と同様に歓迎すること。

② 経済資源の開発、琉球の生産力の発達に寄与する新規生産事業を優先すること。

③ 外国資本の採算性に配慮する、投資環境を絶えず改善すること。

また、政策以外の要点として次のことがあげられる。

① 免許申請に対する許可権は、原則として、琉球政府行政主席が有するが（第2項）、民政官も申請の審査権を留保していること（第3項）。

② 同布令の適用が免除される業種が明らかにされていること（第2項各号）。

③ 米ドルによる資本および利潤の自由送金が認められていること（第7項）。

免許申請を審査する諮問機関は、琉球政府の自治権拡大の一環として、1965年9月12日に前述の1952年米国民政府指令第20号「外資導入合同審議会の組織及び職務並びに運営手続」が廃止される。それに代わって、琉球政府は1965年9月3日、規則第109号「外資導入審査会設置規則」を公布し、外資導入審査会を設置する。新たに設置された外資導入審査会の委員は、琉球政府の行政副主席および7名の局長であった（第5条）。

その後、琉球政府は1968年9月12日、立法第151号「外資に関する立法」を制定するが、布令第11号は廃止されることはなかった¹⁰⁾。

8) 琉球銀行調査部編 [1984] 671頁。

9) 山城新好 [1964] 71頁～74頁。

10) 島袋鉄男 [1975] 453頁。

二. キャラウェイ高等弁務官の外資政策

1961年2月16日に着任したキャラウェイ高等弁務官は、布令第11号に基づき積極的に外資を導入する政策を推進していく¹¹⁾。その方針について、キャラウェイ高等弁務官は1962年2月1日開催の第19回立法院議会において、次の資料1のとおり述べている¹²⁾。その骨子は、経済開発を促進するには、沖縄経済はいまだ資本形成段階にあって必要な資本が絶対的に不足している以上、外資導入は絶対に不可欠である。一部には自己利益擁護のため反対する動きもみられるが、高等弁務官としてあくまでも外資導入を積極的に行なっていくというものである。キャラウェイ高等弁務官の外資導入にかけた意気込みの強さがいかになく表明されていた¹³⁾。

資料1 1962年2月1日第19回立法院議会におけるキャラウェイ高等弁務官発言

(略) 最適条件の外資導入計画には、多少の障害があります。その障害の基本的なものは資本導入に対する態度であります。外国資本の導入は自己の利益をおびやかすものであると一部の琉球の業者や政府の要人に思われている傾向があるのは誠に残念であります。地元団体が外資導入申請に対しその認可を阻止しようとししばしば圧力をかけており、又、中には認可を受けたものの種々の行政的な嫌がらせを受けている外資提供者がいることも事実であります。このような態度がある限り、又、この様な条件が存在する限り、可能性のある外国の投資者は将来も琉球を回避するでありましょう。琉球の人々を更に雇用する建設的な企業に対する外資導入申請が否認されたり、賃金の少ない当地の商業、金融界に対して、更に資金を提供しようとする建設的な提案を断る度毎に損をするのは琉球の全経済であり、又全住民であります。このような手をとることは、政治的問題を醸しだし行政部に対しては難問題の増加を意味するのであります。

生産性を向上させる可能性のある商業又は産業に対して内外の資本をあらゆる方法を通じて、助長し育成することが私の現在の方針であり、将来の方針でもあり、又この立法院の政策でもあると思うのであります。私は外部の資本が琉球の経済を潤し、琉球の人々に働く場所を提供することが証明される場合には、何時でも外資導入を奨励していくつもりであります。(略)

このようなキャラウェイ高等弁務官の外資導入推進方針に対して沖縄側は必ずしも賛成しなかった¹⁴⁾。外資導入の中で特に注目を集めたのは、本章のアメリカン・エクスプレス銀行外資導入免許証の営業制限条項を撤廃するための免許証修正申請の件であった。

11) 宮里政玄 [1966] 204頁。

12) 1962年2月1日第19回議会(定例)立法院会議録第1号29頁～36頁 琉球列島高等弁務官ポール・W・キャラウェイ中将発言。

13) 琉球銀行調査部編 [1984] 675頁。

14) 宮里政玄 [1966] 205頁。

(2) アメリカン・エクスプレス銀行の銀行法免許・外資導入免許

イ. 銀行法に基づく免許

アメリカン・エクスプレス銀行 (American Express Company, Inc. 1919年設立) (以下、「アメックス」という。ただし、引用文中はそこに用いられている名称を使用する) は、アメリカン・エクスプレス・カンパニー (American Express Company, 1850年設立、本店ニューヨーク) の100%子会社で、親会社が専ら運輸交通・旅行案内等の業務を営むに対し、親会社の業務に付随して生じる為替業務を中心とした銀行業を営んでいる。同行は、米国法銀行法 (National Bank Act) の銀行免許を持たず、米国内には本部と為替業務を行う店舗 (Agency) を保有していたにすぎないが、1953年3月末現在、海外18か国に54支店を設置するほか軍用銀行施設101を有し、広く送金その他の為替業務に携わっていた¹⁵⁾。

アメックス沖縄支店は1953年11月、米国民政府から「特別免許証」を受け、「特免業者」として、米軍人・軍属および他の特免業者を対象に金融業務を行っていた¹⁶⁾。その後、1954年10月29日に立法第63号「銀行法」が公布される。同法において、外国に本店を有する銀行が琉球において銀行業務を営むには、行政主席の免許を受けなければならないとされた (第88条)。また、アメックスは上記 (1) ロのとおり、1956年7月31日までに1952年米国民政府布令第90号「琉球列島における外国人の投資」改正第2号に基づく特別免許証を普通免許証 (外資導入免許証) に切替える必要があった。そのため、アメックスは、外資導入 (普通) 免許証申請に併せて行政主席から銀行法に基づく免許が求められる。アメックスは1956年7月12日、行政主席に資料2の外国銀行免許申請書を提出した¹⁷⁾。

資料2 外国銀行免許申請書 (アメリカン・エクスプレス銀行)

The American Express Company, Inc. Okinawa Commercial Office の名称の下に外国銀行として、銀行事業取扱に関し此所に免許申請書を提出致します。

- (1) 1956年7月31日以後外資導入合同審議会管下に於ける普通免許により、現在当行が特別免許として事業認可されていると同様の銀行事業継続許可に対しては、外資導入合同審議会免許と同様に銀行事業免許が必要とされる。

15) 大蔵省銀行局 [1954] 235頁。立脇和夫 [2000] 130頁～131頁。アメックス東京支店は1953年10月27日、昭和2 (1927) 年法律第21号「銀行法」に基づく営業免許を受け、1954年3月1日より開店している。また、アメックスは青森の三沢に軍用銀行施設を有していた。日米安全保障条約第3条に基づく行政協定第20条により、米国軍票 (MPC) の使用と監理のため、米軍の金融機関を指定して軍用銀行施設を日本の商業金融業務から分離設置し、専門の職員により米国通貨をもって、金融取引を行なうことが定められている (大蔵省銀行局 [1954] 239頁)。

16) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 51頁。琉球銀行調査部編 [1984] 671頁。引用文献には、アメックスが特別免許企業 (いわゆる特免業者) となったのは、1953年9月からとなっているが、布令第90号改正第2号の施行日1953年11月10日を考慮すると、「9月」は「11月」の間違いと思われる。

17) 沖縄県公文書館所蔵資料『アメリカン・エクスプレス関係書類綴1956年度』(資料コード0000032912)「1956年7月12日 The American Express Company, Inc. 外国銀行免許申請書」。

同封の当行事業方法の概略（略）に記述されている当行の事業継続許可には琉球政府認可の免許を必要とし、当事業は主として外資導入合同審議会によって正式の免許を下附された団体又は個人を対象とする。当行の事業は琉球人経済圏内に於いて主として事業を営む琉球人団体には適用しないが、特に事業が駐屯軍を対象とする非琉球人団体に対してはその限りではない。

(2) ～ (5) (略)

これを受け、行政主席は1956年7月27日、「アメリカン・エクスプレス銀行は従来特免業者として、他の特免業者の金融をなしており、今後もその範囲内において事業を営む予定である。申請書を検討した結果、事業内容、計画等適当と認められるので、外資導入免許証に示された事業の範囲等の条件を附して認可する」ことを決定した¹⁸⁾。同日、行政主席はアメックスに指令第1180号において、「1956年7月12日付で申請のあった銀行業を営むことについては、銀行法第88条によって免許します。但し、外資導入免許証に示された事業の許可条件に従わなければならない」と認可している¹⁹⁾。この銀行業の免許の条件に附されていた次の資料3のアメックスの外資導入免許証も、行政主席から同日交付された²⁰⁾。資料3の二の規定が銀行業務の営業制限として後日問題にされることとなる。

資料3 外資導入免許証 JFIB 第530号

- 一、株式会社アメリカン・エクスプレス（以下「被免許人」と称す）に対し、茲に1952年11月1日付米国民政府布令第90号「琉球列島における外国人の投資」の規定及び次の条件に従って、琉球列島内において事業を行うことを許可する。
- 二、本免許証に依り許可される事業は次のとおりとする。
 - a. 琉球における外国貿易関係業務の中央管理取扱機関としての琉球銀行が認可または委任する外国為替業務。外国為替業務は次の項目に該当する顧客に対して行うものとする。
 - (1) 琉球政府の外資導入免許証を交付された被免許人にして、是迄琉球列島米国民政府が発行した特別外資導入免許証に従って事業を行った者。
 - (2) 前号の事業経営者（顧客）が雇用する非琉球人従業員にして、琉球政府の発行する正当な雇用許可証を有する者。
 - (3) その他被免許人に対する琉球銀行の通告に従って琉球政府が指定する非琉球人団体又は個人。
 - b. その他銀行に関する立法第63号「銀行法」の規定に依って許可される銀行業務を行

18) 同上（資料コード 0000032912）「内政局理財課決裁文書1956年7月21日外国銀行の事業免許について」。

19) 同上（資料コード 0000032912）「行政主席1956年7月27日指令第1180号」。

20) 同上（資料コード 0000032912）「1956年7月27日外資導入免許証 JFIB 第530号（株式会社アメリカン・エクスプレス）」。

うこと。この銀行業務は前項第1号、第2号、第3号に規定された顧客に対して行うものとする。

三、第二節において許可された事業は、琉球列島において効力を有する外国為替及びその他の銀行業に関する法規に従って行わなければならない。

四、～ 八、 (略)

九、本免許証は、1956年8月1日から発効する。(以下略)

その後、行政主席は1958年10月30日および1958年12月2日、アメックスの外資導入免許証 JFIB 第530号を一部修正する²¹⁾。これにより、許可される事業の対象者は、①琉球政府から外資導入免許証を受けた者、②非琉球人の法人または個人、③公法人(官営)または私法人(民営)の金融機関と、当初よりも若干拡大された²²⁾。

このようにアメックスは銀行法の免許を取得したとはいえ、地元金融機関との競合を回避するため地元企業や住民との取引は禁止されていた。唯一の例外は、地元の金融機関が一時的に資金を借り入れすることが認められていることである²³⁾。

ロ. 外国銀行に協調融資を認める外資導入免許証の修正

1958年高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」に基づく外資の積極的導入政策に伴い、行政主席は1959年10月26日、資料4のアメックスに地元銀行との協調融資を認める外資導入免許証 JFIB 第135号を交付する²⁴⁾。同免許証は、1956年8月1日付外資導入免許証 JFIB 第530号に代わるものである。アメックスは、更新されたこの外資導入免許証 JFIB 第135号第2節下線箇所の追加により、地元金融機関との「協調融資」の形態をとるならば地元企業への融資ができるようになった²⁵⁾。

資料4 外資導入免許証 JFIB 第135号

一、株式会社アメリカン・エクスプレス銀行(以下「被免許人」と称する)に対し、茲に1958年9月12日付高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」の規定及び以下に掲げる条件に従って琉球列島において事業に従事することを許可する。

二、被免許人は次の条項に従い外国銀行として一般銀行業務(信託業務を除く)を行うことが出来る。

被免許人の銀行業務(例えば預金、貸付業務)は、直接琉球人の個人、商社又は団体には利用出来ない。但し被免許人は、民営又は官営の銀行又は金融機関及び琉球の商社

21) 同上(資料コード 0000032912)「1958年12月12日アメリカン・エクスプレス商業銀行支配人：外資導入免許証第530号について」。

22) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 51頁。

23) 琉球銀行調査部編 [1984] 671頁。

24) 沖縄県公文書館所蔵資料『雑書綴 1961年～1962年』(資料コード 0000033058)「1959年10月26日株式会社アメリカン・エクスプレス銀行外資導入免許証 JFIB 第135号」。

25) 琉球銀行調査部編 [1984] 671頁。

で外資導入被免許人が支配株を有するものに対し該業務を利用することが出来、更に琉球の民営又は官営の銀行又は金融機関と協同して、又はその申請によって琉球の商社に貸付けることが出来る。

- 三. 前第二節で許可する業務は、琉球列島の銀行事業経営に適用するすべての法令に従って行う。
- 四. 本免許証は、1959年11月1日より効力を発し、この時を以て本免許証は1956年8月1日付外資導入免許証 JFIB 第530号の修正としてこれに代わる。

(3) 外資導入免許証制限条項の撤廃申請

イ. 外資導入免許修正申請

日本政府は昭和34（1959）年2月、国内甘味資源の自給力強化総合対策を公表した。これに伴う沖縄産糖に対する特惠措置決定は、沖縄糖業の分蜜化への転換を促進するきっかけとなり、1960年から1964年にかけて分蜜糖生産工場の設立が相次ぐ²⁶⁾。これに対して地元金融機関の一人あたり融資限度額が法令で定められており、さらに当時“ドル危機”下にあった米本国の対外ドル節約政策の影響を受け、軍用地料等の軍関係受取りが激減するなど対外収支の不調で金融逼迫が生ずる等²⁷⁾、域内の資金供給力が問題視され始めた²⁸⁾。

こうした金融環境を背景に、アメックスは1961年4月24日、外資導入合同審議会宛てに資料5の「ザ・アメリカン・エクスプレス銀行外資導入免許証番号 JFIB 第135号」と題する文書を提出し、同行（沖縄支店）が琉球商社および個人と直接取引ができるよう免許証の修正申請を行う²⁹⁾。

資料5 ザ・アメリカン・エクスプレス銀行外資導入免許証³⁰⁾ 番号 JFIB 第135号

標題免許証は1959年10月26日に当行に交付されました。本免許証は当行が琉球にある民間銀行、政府銀行、その他の金融機関との協調の下に、或はその要請に基づいて琉球商社への資金貸付を為すことを許容されて居ります。即ち、琉球経済の躍進発展に当行が寄与出来る様にと、斯くは権限を拡大して発行されたものであります。

さて、本状は当行が琉球商社並びに個人と直接取引出来る様に免許証を修正して下さる様との御依頼状であります。当行が右の直接取引を出来る様になりますと、琉球の商社は低利で潤沢な資金を当行から直接に供給される事になり、その健全な発展を推進されるものと現在吾々は考えております。間接融資又は協調融資は大体借り入れる商社に高くつく

26) 稲泉薫 [1970] 15頁～16頁。

27) 松田賀孝 [1981] 606頁～608頁。

28) 琉球銀行調査部編 [1984] 671頁。

29) 沖縄県公文書館所蔵資料『外資導入免許関係書類 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション 外資導入合同審議会』（資料コード R00066652B）「1959年4月24日ザ・アメリカン・エクスプレス銀行外資導入免許証 JFIB 第135号」。

30) 修正申請書では「許可証」となっているが、布令の用語「免許証」に修正している。

ことになります。従って吾々の此の要請は琉球政府の諸目的に合致するものであります。

一般的に申しまして、長期金融殊に不動産担保の長期金融は何れの国に於きましても国内銀行の特権でありまして、外国に於ける当該政府の許可に基づく外国銀行支社の営業は短期金融、主に貨物の移動を伴う短期資金の供給に赴くものと吾々は了解し、且つこの前提の下にお話し致したいと思います。

最近に於きましても、全額琉球資本の会社や半額以上琉球資本の会社から当行へ前述後半に該当する直接の金融を要請されましたが、協調融資に随伴する複雑性の為に融資が困難でありました。借手の会社は他銀行からの借入が限度一杯であった為、例に依って最初から直接融資を申込んで来たのでありました。以下（略）

申請書に記述された免許証修正理由を要約すると、①当行が直接融資を行うことにより金利が低くなること、②国際的にみて短期融資は外国銀行が、長期金融を国内銀行が行うのが一般的なこと、③地元金融機関の法定貸付限度額が小さいため、当社に直接取引を申し込んできた者（この者は後述の宮古製糖株式会社）があることになる。

その後、アメックスは1961年9月6日、外資導入合同審議会宛てに1961年4月24日付で提出した外資導入免許証修正申請に関して資料6の補足説明文書を提出する³¹⁾。

資料6 外資導入免許証番号JFIB 第135号補足説明

本状は当行が本年4月24日付を以て提出致しました“当行の外資導入免許証の制限条項撤廃に関する申請書”の補足説明であります。

去る8月28日に外資導入合同審議会専任書記並に経済局商工課外資係長に説明申し上げました通り、上記申請書の目的とする処は信用供与に適格であると考えられる琉球商社及個人に直接の援助を与える事によって、琉球経済の発展に寄与致したいとの意でありまして、之は貴政府の究極目的とせられる処に合致するものと信ずる次第であります。即ち、現在の免許証で認められている間接又は協調融資は借手商社に取って大体費用が過重になるという事であります。

立論の前提と致しまして“何れの国に於きましても不動産担保又は抵当権設定の長期貸付は本来地元銀行の分野であり、外国銀行は専ら輸出入に関連した短期融資に従事するもの”と吾々は考えております。此点は4月24日付申請書にも述べました処でありまして、制限条項撤廃の暁も此の前提の下に進みたいと考えております。

琉球個人又は商社が在米国のどの銀行からでも何らの法的制限なしに直接信用の供与を受け得られるのに反し、一旦其の銀行の在琉球支店の信用の供与を仰ぐとなると、免許証に制限条項がある為に地元銀行の協調融資の手続を前提としなければならぬという事実は吾々に奇異に感ぜられる次第であります。而も現存の布令も法律も在米国の銀行が預金者

31) 沖縄県公文書館所蔵資料『アメリカン・エクスプレス関係書類綴1962年』（資料コード 0000033037）
「1961年9月6日ザ・アメリカン・エクスプレス銀行外資導入免許証 JFIB 第135号」。

保護に十分な資本金額を持っているとは保証していないのであります。即ち銀行法（立法第63号）による外国銀行支店の資本金設定額過小³²⁾の理由のみを以てこの制限条項が付されているのであれば、之は“外国銀行支店の営業は全面的に本店の統括管理の下にあって万一支店資本金を超える損失を生じた場合でも即刻本店が之を補填して預金者には毫も迷惑を掛けない”という厳正な事実から判断して不合理な事だと吾々は考えます。

御承知の通り首題の現有免許証に依って当行は信託業務以外の一般銀行業務の運営を行うものでありますが、琉球商社及び個人との直接の預金取引、信用の供与、其他は地元銀行の要請のない限り行えない事になって居ります。免許証の用語は特に“クレジット”となっており、吾々はこの“クレジット”の意味を“借手の元利返済能力に対する信頼に基づくあらゆる種類の便益の供与”と解し、信用状業務、貸付、保証業務、預金事務等を含むものと了解しております。

吾々は現在既に琉球商社に協調融資を行っておりますが、この協調融資の実際面を見ますと融資額が相当の巨額であるに拘わらず手数料収入を伴う関連業務³³⁾を受け入れてない訳です。現状免許証の用語“クレジット”の意味は、此種手数料収入を伴う関連業務の取扱をも包含しているものと吾々は解釈しております。然し実際には、地元銀行は法定貸付限度超過分の融資を要請してくるに止まる次第であります。

上記の実情でありますので、制限条項が撤廃された暁には琉球商社は、外国銀行支店との直接取引に依って銀行取引に関する経費を軽減し得るのでありまして、斯かる業者の希望要請に対しても御賢察を煩わしたい次第であります。

（略）当行が当地で開業致して居りますのは地元銀行を凡ゆる機会に援助し乍ら協調して銀行業務を運営して行く為であります。尤も不動産担保の長期融資は原則として地元銀行の領域とし、当行は輸出入に関連した短期金融に専念したいと考えております。

追加申請書に記述された新たな免許証修正理由を要約すると次のとおり。

- ① 米国の銀行が沖縄の企業等に融資することについて何等規制はない。一方、米国銀行沖縄支店が融資する場合には外資導入免許証の制限条項がある。両者の整合性がとれず、奇異に感じられる。
- ② 不良債権リスクに対する沖縄支店の特別本店勘定は小さいが、そのリスクは本店で対応できるものである。特別本店勘定が小さいことをもって、免許証に制限条項を附するのは不合理である。

32) 1954年立法第63号銀行法第92条（特別本店勘定）を指している。外国銀行は、琉球において銀行業を営むため、琉球における主な支店に、2,000万円の特別本店勘定を有しなければならない（第1項）。前項の特別本店勘定は、外国銀行に対するこの立法の適用に関しては、資本金とみなす（第2項）。この第92条（特別本店勘定）は、1964年8月6日立法第57号「銀行法の一部を改正する立法」において削除された（小谷融〔2024〕162頁を参照されたい）。

33) 信用状の発行を指している。信用状の発行は、外国為替業務における重要な業務となるので、この取扱を認めることは、外国為替業務を認めることになる。

- ③ 免許証の“クレジット”には、信用状業務および保証業務等の関連業務を含むと解釈している。

ロ. 宮古製糖株式会社のアメリカン・エクスプレス銀行に対する援護射撃

アメックスが1961年4月24日、同年9月6日に外資導入合同審議会へ外資導入免許証修正申請を提出した後、宮古製糖株式会社（以下、「宮古製糖」という）がアメックスを援護するような行動にでる。両社で事前調整していたのであろう。

宮古製糖は1961年10月30日³⁴⁾、行政主席宛てに資料7の宮糖第99号「製糖事業資金調達に係る特別承認方お願いの件」と題する文書を提出し、行政主席に工場増設にかかる資金調達として外国銀行から融資を受けることについて承認を求めている。また、宮古製糖は同日、外資導入合同審議会委員長宛てに「製糖事業資金調達に関し当社と外銀との直接取引を特別に免許方お願いの件」と題する文書を提出している³⁵⁾。この二つの文書には資料8の「資金調達に関する説明書」が添付されていた。資料7および資料8の横線等の意味するところは後述のとおり。

資料7 製糖事業資金の調達に係る特別承認（免許）方お願いの件

1961年11月4日付の指令で増設許可³⁶⁾いただきました当社の増設工事については、62/63製糖年間に間に合うよう所要資金の調達を自己資本の増資並びに借入金による当初計画により進めていますが、増資による調達が早急にできず、その間の資金繋ぎとして、さらに地元金融機関からの融資には貸出金に制限があって資金量的に不可能な実情にありますので、該資金の調達を外銀に頼らざるをえないような現状であります。右事情について特にご配慮下さいまして、別添説明書により当社と外銀との（直接）取引について特別のご高配を頂き度くお願い申し上げます。

資料8 資金調達に関する説明書

- 一. 理由：琉球における製糖事業の経営に要する設備及び運営資金の調達については、琉球における金融の実情から琉球内において求めることは次の事由により極めて困難であります。

34) 1961年10月30日付の文書に11月4日付で増設許可受けたとの記述があり、日付に整合性がないが資料の日付をそのまま使用した。

35) 沖縄県公文書館所蔵資料『雑書類1961年～1962年』（資料コード 0000033058）「宮古製糖株式会社 1961年10月30日行政主席・外資導入合同審議会委員長宛て文書」。

36) 製糖業者がその施設を新増設しようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない（1959年立法第183号「糖業振興法」第12条第2項）。当時、宮古では製糖工場の新設、増設合戦が繰り広げられ、1961年9月28日開催の糖業審議会には伊良部製糖の新設、平良製糖の新設および宮古製糖の増設が諮問された。審議会では伊良部製糖は承認されたが、琉球政府の方針が工場の大型化であったことから平良製糖新設と宮古製糖増設は紛糾し、最終的に琉球政府一任とされた。これに基づき、琉球政府は1961年11月4日、宮古製糖の増設を認可する（宮古製糖株式会社 [1990] 143頁～144頁）。

(1) 琉球においては、資本蓄積が極めて浅く、現段階では住民の投資によって資金を調達することはなかなか期待できないところであります。当社に於いても資本の増加により設備資金を調達するという原則的な方法によることが望ましいのは論を待ちませんが、宮古における農村の経済事情からして直ちにそれを期待できない状況にあります。即ち、当社の所要原材料甘蔗を株主農家によって完全に供給することをたてまえとして組織された当社としては、資本の増加はあくまでも原料生産農家（筆者注：株主農家）を重点として行われることとなりますが、現状として当社設立創業日尚浅く農家経済の再建がその緒についたばかりであり、今直ちに増資に応ずることは困難であります。従って、差し当たり借入資本によって工場の増設工事を行い、できる丈早い機会に農家に利益を還元して前述の趣旨に基づき増資を行うことが宮糖の経営合理化と宮古農家経済発展の為に最も現実対応の方策であると思料します。

(2) 地元銀行からの融資は、その資本額とそれに伴う銀行法による融資額が極めて低額に法定で制限されていますので、多額を要する製糖事業の資金調達が資金的に且法的にもできない実情にあります。従って、製糖事業資金の調達は、資金量に余裕のある外銀を利用することが現状においては、最良唯一の策であり、その実現については当社と資本と技術を提携する会社の援助協力等により日本本土における一流銀行（筆者注：東京銀行および三井銀行）のスタンドバイクレジットによって保証するという制度に頼る以外はないと思料します。

二、所要資金：本件に関し、当社の必要とする資金は現500屯向上の設備を1,000屯に増設する設備資金とそれに伴う操業資金とする（筆者注：資金は100万ドル）。

三、取引内容：外銀から日本の銀行の発行するスタンドバイクレジットにより上記二の融資を受け、それに関連する銀行業務、例えば借入金の預金、輸入に伴う信用状の発行並びに輸出の際の手形の買取等の金融並びに貿易関係事務について当該外銀の沖縄支店で取扱える（「う」を「える」に訂正）よう考慮する。

四、事業の内容（略）

五、~~特別免許の内容~~：以上御説明致しました処により、外銀から当社が前述の設備資金及び運営資金の一部の融資を受け、それに関連する業務を当該外銀の沖縄支店に於いて取扱う為の~~免許~~こと（「こと」を追加）については当社に対して包括的承認を頂き、それに基づくそれらの取引と実施については当事者間で取決めるよう御考慮お願い致します。

上記資料7の「お願いの件」文書および資料8の説明書は、当初提出したものから次のように訂正されている。

- ① 「お願いの件」文書のタイトル：「免許」から「承認」に訂正
- ② 本文：「直接」の削除
- ③ 別紙説明書三：「沖縄支店は」の削除、「取扱う」を「取扱える」に訂正
- ④ 別紙説明書五：「~~五、特別免許の内容~~」および「~~の沖縄支店~~」の削除、「~~為の免許~~」を「こと」に訂正

これらの削除および訂正は、次の那覇銀行協会のアメックスに対する銀行法違反の指摘およびそれに伴う宮古製糖から行政主席に提出された誓約書によるものである。

前者の那覇銀行協会の銀行法違反指摘とは、アメックスの宮古製糖に対する100万ドルの貸付は銀行法第92条（特別本店勘定）第2項で準用する第36条（一人に対する貸出の制限）に違反するというものであった。沖縄で銀行業務を営む外国銀行の資本金（特別本店勘定）は約167,000ドル（2千万B円）（銀行法第92条第1項）で、一人に対する貸出限度は地元の普通銀行と同じく実質資本の15%となることから、25,000ドル程度にしかならない。そこで那覇銀行協会が、アメックス沖縄支店が直接琉球人に100万ドル融資するということは、銀行法違反の疑いがあると指摘した。この指摘を受けて、アメックスは沖縄支店からの貸付ではなく、米国にある本店から融資を行うこととした³⁷⁾。

後者の宮古製糖の誓約書とは、同社が1961年12月13日、上記「製糖事業資金調達に係る特別承認方へのお願いの件」と題する文書に関連して、行政主席宛てに提出した誓約書「外国銀行取扱い業務については、琉球における銀行法の関係規定及び外銀の琉球における営業を許可したJFIB免許証の関係条項の改正あるまでは当該銀行の沖縄支店業務扱いとしないことについて誓約します」のことである³⁸⁾。この誓約書の趣旨は、前述の宮古製糖の「資金調達に関する説明書」三に記述されている外国銀行の米国本店から融資を受けた後のこれに関連する業務である金銭の授受や為替業務は、外資導入免許証の制限条項により沖縄支店では行うことができないことから、その問題を避けるために融資後の関連業務も米国本店で行うとしたものである。

当初のお願い文書は、宮古製糖がアメックス沖縄支店から直接融資を受け、その後の融資に関連する業務も同支店で行うことができるようにとの要請であった。それが認められるためには、アメックスの外資導入免許証に付された制限条項の全面撤廃が前提となる。それに対して、当初お願い文書から一部削除、修正された文書は、米国のアメックス本店から融資を受け、その関連業務もアメックス沖縄支店では行わないというもので、現行の外資導入免許証の範囲内で対応可能なものとなる。

宮古製糖が地元銀行に借入申請を行わず、いきなりアメックスに融資を求めたのは、次のとおり³⁹⁾。

- ① 宮古製糖は、設立時1959年12月に琉球銀行に運転資金60万ドルの借入申請を行ったが許可されなかった。このため、やむを得ずプラント延払輸入方式により、1,884,617ドルを東洋綿花株式会社から借入れている⁴⁰⁾。

37) 富原守保 [1964] 122頁～123頁。

38) 沖縄県公文書館所蔵資料『雑書類1961年～1962年』（資料コード 0000033058）「宮古製糖株式会社 1061年12月13日行政主席宛て誓約書」。

39) 富原守保 [1964] 122頁。

40) 宮古製糖株式会社 [1990] 144頁。このプラント方式について、日本政府大蔵省の承認を取り付けるには地元銀行が発行する保証状の添付が前提条件であった。当時、保証状の発行は三和相互銀行が引受けている。

- ② 宮古製糖の増設認可にあたって沖縄側（筆者注：「沖縄側」とは「沖縄本島の製糖会社」のことと思われる）が強く反対し，“第二の西原製糖問題”⁴¹⁾と騒がれたが，琉球政府は糖業審議会の答申どおり認可した。しかし，米国民政府は，西原と農連第一工場の場合と同様に，増設にはかなり疑問を持っていた。
- ③ 宮古製糖としては，今回の増設資金を前年の例からして琉球銀行に申し込んでもラチがあかないと考え，増設工事も急いでいたことから，アメックスに持込んだ。

ハ．那覇銀行協会による外資導入免許証修正反対陳情

那覇銀行協会は1961年10月24日，行政主席宛てに銀協第102号「アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証条件の修正に対する反対の陳情について」と題する次のことを記載した陳情書を提出している⁴²⁾。併せて，外資導入合同審議会にも同様の陳情書を提出する。

- ① 現在琉球には21の金融機関があり，琉球における商社や個人に対する銀行業務，特に短期融資については地元銀行だけでも十分供給できる状況で，むしろ乱立気味である。したがって，アメックスの免許条件が修正されて，地元業者と直接取引することができるようになると，琉球における金融秩序は乱れ，地元銀行の経営が危機に追い込まれるのは必至である。
- ② アメックスでは，もっぱら輸出入に関連した短期融資に従事し，不動産担保や抵当権設定の長期融資は地元銀行の分野で，お互い競合することはないといっているが，地元銀行としては輸出入に関連した短期融資こそ資金効率がよく，安全性も高く，しかも輸出入産業育成という経済政策上から最も重点をおいている融資である。もしアメックスがこのような短期融資を取扱うようになった場合は，地元銀行と競合することは避けられない。
- ③ 地元各銀行は，もっぱら自己の力で資金を調達し，そのうえ高率の支払準備金が要求されているので，低コストの資金を豊富に有する外銀との競争において，大きな圧迫を受けることは明らかである。もしアメックスが琉球経済の発展に貢献しようとの熱意があれば，むしろ不動産担保など長期資金を取扱うようにすべきである。

その後，那覇銀行協会は，12月3日付琉球新報が「琉球政府金融検査部のアメリカン・エクスプレス銀行外資導入免許証修正申請に対する方針が明らかになった」との報道を受け，1961年12月7日，行政主席宛てに銀協第128号「アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証条件の修正に対する反対の再陳情について」と題する資料9の陳情書を提出している⁴³⁾。併せて，外資導入合同審議会にも同様の陳情書を提出する。

41) 中部製糖株式会社 [1980] 106頁～124頁。小谷融 [2022] 93頁を参照されたい。当時，キャラウェイ高等弁務官は，製糖会社の乱立を防ぎ，工場の統廃合問題をいま一度考えるという立場で，各金融機関に製糖工場の施設拡張のための融資を控えるようにと指示していた。

42) 富原守保 [1964] 123頁～124頁。

43) 沖縄県公文書館所蔵資料『外資導入免許関係書類 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション 外資導入合同審議会』（資料コード R00066652B）「那覇銀行

資料9 外資導入免許証条件の修正に対する反対の再陳情について

偕て、標記の免許条件修正に関しては、さきに1961年10月24日付銀協第102号をもって当協会各社銀行は全面的に反対する旨陳情申し上げ、且つこれに対し貴職の御配慮をお願い申し上げましたが、12月3日付琉球新報は貴政府金融検査部では、現行の同行の外資導入免許証の条件を修正し、某製糖会社の500屯増設資金約100万弗をアメリカン・エクスプレス銀行から融資させる機会に、その交換条件として預金、外国為替業務を同行当地支店に取扱わせる方針だと報じて居ります。

当協会としては、次の理由を挙げ上記貴政府の御方針に反対の陳情をしなければならないのを遺憾に思います。

一、アメリカン・エクスプレスの預金、外為業務取扱について

外銀をして地元銀行と同様琉球の法人又は個人を対象に預金、外為業務を取扱わせる場合、地元銀行に対する影響は少なくないと思われるが、さらに融資の反対給付として預金、外為業務を持込ませる条件を付した場合、外銀の強大な融資に魅せられ、大企業は競ってこれらの外銀と取引することになるであらう。勿論貴政府としては、上記外資導入条件の緩和は、某製糖会社の資金のみに限定するとの方針かとも推察して居りますが、しかし一件のみを認可し、同一又は類似条件の他のものを認可しないことは至難と云うべきであり、この条件緩和は外資導入の大部分の会社に波及すると見るべきであらう。その場合六行にのぼる地元銀行としては、二流以下の弱小企業を対象に預貸金を行うことになるので、その過当競争は現在以上に激化し、不良貸付は増え、銀行の経営状態が悪化するの火を見るより明らかなところであります。外為取引は在沖縄外銀のホルレス先たる地元銀行を通じて可能であるので、免許を変更する必要はないと思料します。

二、地元銀行が融資を制限されている理由

上記新聞記事は、「地元銀行からの融資が望めない以上……米本国にある外銀から融資を利用することは現状として妥当である……」と貴政府金融検査部の見解を報じて居りますが、地元銀行としては、資金はあっても銀行法及び相互銀行法で一人当りの貸付最高限度を制限されているため融資できないのであって（琉球銀行の場合 USCAR の承認を得れば無制限に融資できるし、過去において100万弗程度の融資をしばしば行っている）、この地元銀行の法的限度は放置し、外銀を一方的に無制限に活動優遇しようとするのは、地元銀行の犠牲において外銀を育成しようとするとも云えるものであって、当協会としては強く不満の意を表するものであります。 以下（略）

三、金融関係法令、条件等の変更に関する要望

金融機関に関する法令、規則または外資導入条件の変更は、経済界に及ぼす影響は極めて大きいので、可能な限り民間例えば、当協会の意向も参考意見として聴取してい

協会1961年12月7日銀協第128号『アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証条件の修正に対する反対の再陳情について』。

たゞきたい。又、世界各国に於ける外銀の活動制限についてのご検討を強く要望致します。

四. 地元銀行貸付条件緩和の要望

以上の如く外銀の外資導入条件修正に対し、当協会としては絶対に反対すると共に速やかな民立法第63号銀行法及び民立法第68号相互銀行法の制限免除の立法措置及び琉球銀行条例第23条（貸付限度）の緩和方実現に御協力下され、地元金融機関の保護育成方特に御配慮お願い致します。

上記再陳情書の二で指摘し、四で要望する銀行法第36条の「一人に対する貸出の制限」は、特定企業への集中リスクを排除するためのものであり、また銀行の信用を広く適正に配分するためのものである。貸出制限比率を引上げることは、貸出先が特定の企業に偏り集中リスクを高めることになり、結果として成長が見込まれる企業への融資がなされないことにつながる。銀行法に係るこの「一人に対する貸出の制限」については、紙面の都合上次号において検討する。

二. 宮古製糖に対する琉球政府の回答

製糖業を所掌する経済局長は1961年12月12日、金融検査部を外局とする内政局長宛てに、資料10の経特第188号「製糖事業資金の調達に係る特別承認方願出について」と題する文書を提出し、宮古製糖がアメックスの米国本店と取引を行うことについての検討を依頼している⁴⁴⁾。

資料10 製糖事業資金の調達に係る特別承認方願出について

標記について、別紙のとおり（略）、宮古製糖株式会社社長から願い出がありますが、検討した処、増設許可となった当初の資金計画と幾分異なっているが、地元資本の増資が早急にできず、増資可能な時期までの資金繋ぎとして、設備資金の全額を借入に変更している実情であり、62—63年期原料処理に間に合わすため、止むを得ない処置だと思料されます。融資面では、地元金融機関の貸付額の制限があり、会社の多額の資金借入が困難な実情にあるとのことで、外国銀行からの融資を願い出ているものであり、御検討の上善処下さるよう申請書類及び関係資料（略）を添え御依頼致します。

上記経済局長からの検討依頼に対する金融検査部長の意見は次のとおり、「許可を与えることも、現状に即して、止むを得ない」というものであった⁴⁵⁾。

- ① 重要基幹産業である糖業の保護育成は、刻下の急務であり、企業の経営合理化による生産コストの低減等により自由化の国際競争に対処するため、さきに政府は、宮古製糖株式会社の増設を許可したものと料します。

44) 沖縄県公文書館所蔵資料『雑書類1961年～1962年』（資料コード 0000033058）「経済局長1961年12月12日経特第188号『製糖事業資金の調達に係る特別承認方願出について』」。

45) 同上（資料コード 0000033058）「金融検査部長：宮古製糖株式会社の外銀借入についての意見」。

- ② 銀行法における法定融資限度額は、1961年9月末現在下記のとおりであります。
琉球銀行150,000ドル、沖縄銀行81,093ドル、第一相互銀行32,619ドル、沖縄相互銀行31,169ドル、三和相互銀行47,532ドル、南陽相互銀行33,500ドル、共栄相互銀行（宮古）10,115ドル、東洋相互銀行（宮古）10,000ドル、八重山相互銀行（八重山）5,230ドル、合計9行401,258ドル。
- ③ 宮古製糖増設に伴う所要資金1,013,000ドルに対する地元銀行からの融資は、上記の限度額により法的には不可能であり、琉球における企業の設備及び運転資金の調達は、開発金融公社の融資を除いては、島外資本に頼らざるを得ない現状であります。
- ④ 宮古製糖は、スタンドバイクレジット方式により、日本の銀行（東京銀行等）が債務を保証し、米本国にある米国銀行から設備資金100万ドルを借入れることについて、別添写し（略）のとおり外資導入合同審議会に申請してあります。
- ⑤ このことについて、当金融検査部は、検討の結果下記のとおり意見具申します。
- a. 地元銀行からの融資が望めない以上、地元銀行が内部留保あるいは合併によってその資本を増加し、融資限度額が増大するまでは、外国銀行（米本国にある）からの融資を利用することは、現状としては妥当であると思料します。
 - b. 沖縄の外国銀行を通して、米本国に本店を有する米国銀行から宮古製糖に貸付する場合は、債権債務は米本国の本店対宮古製糖であって、資金ルートが米本国にある以上、沖縄の外国銀行の貸付ではなく、従って、琉球の銀行法に抵触するとは考えられない。
而しながらこの場合、沖縄の外国銀行と宮古製糖との間における金銭の授受及び為替取組等外国為替業務を行うことが予想されるので、別添（略）の沖縄の外国銀行に対する免許証第2項「被免許人の銀行業務（例えば、預金の受入、貸付の供与等）は、琉球人の個人、商社又は団体には直接利用で出来ない」に抵触する。従って、該条項の但し書きにおいて、行政主席の承認を受けた者に対しては銀行業務を利用させることができるように修正して、生産企業育成のため資金調達のを拓くことが必要です。（筆者注：後段の「而しながらこの場合」については、上述のとおり、宮古製糖から1961年12月13日、アメックス沖縄支店とは「金銭の授受及び為替取組等外国為替業務等の取引を行わない」との誓約書が提出されていることから、同行の外資導入免許証の制限条項を修正する必要がないことになる。）
 - c. 上記bのライセンスの追加修正を前提として、①②③の理由により、暫定措置として宮古製糖の申請に対し、許可を与えることも、現状に即して、止むを得ないものと思料します。

金融検査部長の意見具申を受けた行政主席は1961年12月18日、宮古製糖社長宛てに金理第858号「増設による資金調達のことについて」と題する文書「宮古製糖株式会社から1961年10月30日付宮糖第99号で申請のあった増設による資金調達のことについては、適当であると認めます」を発出する⁴⁶⁾。

ホ. 外資導入免許修正申請に対する金融検査部の意見

アメックスから1961年4月24日付外資導入免許修正申請を受理した琉球政府経済局長は、審議の参考に資するため、1961年5月10日内政局長（金融検査部長）宛てに経商第141号「外資導入免許修正申請について（照会）」と題する文書を発出している⁴⁷⁾。この照会に対する金融検査部長の回答は1961年6月2日になされているが、沖縄県公文書館において当該文書を見つけることができなかった。

さらに、経済局長は、アメックスから1961年9月6日付外資導入免許修正申請（追加説明）を受理したことから、審議の参考に資するため、1961年10月19日金融検査部長宛てに経商工第223号「外資導入免許修正申請について（照会）」と題する文書を発出している⁴⁸⁾。

照会を受けた金融検査部長は1962年2月21日、経済局長宛てに資料11の金金第157号「外資導入免許修正申請について（回答）」と題する文書を発出する⁴⁹⁾。その内容は、「申請どおりの免許修正は望ましくない」というものであった。

資料11 外資導入免許修正申請について（回答）

表題については、1961年6月2日付内理第235号で回答したところであり、経済情勢及び申請銀行の職能及び経営態度等について当時と大差はなく、下記の点を特に強調し、申請どおりの免許修正は望ましくないと思料するので慎重に御検討願いたい。

一. 免許条件の全面撤廃について

- ① 現在、商業銀行2行、相互銀行7行、保険会社6社及びその他の信協等が多数あり、更に申請銀行の免許条件を撤廃して地元銀行と同等な営業をさせることは新しい銀行を設立する以上に益々過当競争の弊を招くことになる。従って、これは当面の金融政策上避けなければならないことである。
- ② 今のところ地元企業体に対する短期運転資金の融資は、地元金融機関のみを以て或は地元金融機関と外国銀行との協調融資によって十分に賄える。
- ③ 申請銀行自体の現在の融資枠及びその経営成績から判断すると、これ以上営業範囲を拡大することは申請銀行自体の保護育成という面からも望ましいものではない⁵⁰⁾。

46) 同上（資料コード 0000033058）「行政主席1961年12月18日金理第858号『増設による資金調達のことについて』」。

47) 沖縄県公文書館所蔵資料『外資導入免許関係書類 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション 外資導入合同審議会』（資料コード R00066652B）「1961年5月10日経商第141号外資導入免許修正申請について（照会）」。

48) 沖縄県公文書館所蔵資料『アメリカン・エクスプレス関係書類1962年』（資料コード 0000033037）「外資導入免許修正申請について（照会）」。

49) 沖縄県公文書館所蔵資料『外資導入免許関係書類 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション 外資導入合同審議会』（資料コード R00066652B）「金融検査部長1962年2月21日金金第157号『外資導入免許修正申請について（回答）』」。

50) 「申請銀行自体の保護育成」の意味が不明。保存文書にも当該箇所に下線が引かれ、「？」が付されている。回答書を受理した経済局商工課担当官のものと思われる。

二、重要基幹産業に対する長期設備資金の融資について

現在の地元銀行の貸付限度や融資可能な資金総量から見ると、重要基幹産業が需要する大口長期の設備資金は、蓄積資本の少ない琉球経済自体のよく供給し得るところではない。又、長期信用銀行としての職能を担当する銀行がなく、それに類似するような開発金融公社や長期資金供給機関としての保険会社等の資金にも限度があって、斯かる需要には満足に応じ得ない状況である。ここに外銀の存在価値があり、従って、斯かる大口長期の設備資金の導入を容易にするような措置を或る程度講ずることは、やむを得ないことと思料する。

この回答書の「一、免許条件の全面撤廃について」と「二、重要基幹産業に対する長期設備資金の融資について」は、一見相反することを述べているように見えるが、次のように整理すればわかりやすい。

- ① 外国銀行沖縄支店の外資導入免許証の制限条項を撤廃し、その業務内容を地元商業銀行等と同じようにすることは、地元銀行保護育成上から認められない。
- ② しかし、製糖会社のような重要基幹産業の大口長期設備投資資金は、地元銀行単独、あるいは外国銀行沖縄支店との協調融資では賄えないので、外国銀行本店との取引を認めることはやむを得ない。

ヘ、行政主席 免許証修正申請を却下

経済局商工課では、アメックスからの1961年4月24日付「ザ・アメリカン・エクスプレス銀行外資導入免許証番号JFIB 第135号」における同行が琉球商社および個人と直接取引ができるようにする外資導入免許証修正要請について、1961年7月20日の外資導入合同審議会に諮り、不許可の線を出したところであるが、各委員が再検討を要するものとみて爾来延び延びになっていた。その後、1962年3月15日外資小委員会は再びこれを審議し、1962年2月21日金融検査部長金第157号「外資導入免許修正申請について（回答）」を参考にし、不許可を決定した。これを受け、経済局は1962年3月16日、当該申請を却下することについて米国民政府首席民政官の承認を得る手続を行う⁵¹⁾。

外資導入合同審議会委員長（副主席）は行政主席経由で1962年4月9日、米国民政府首席民政官宛てに資料12の琉外資委第23号「外資導入免許証の修正について（ザ・アメリカン・エクスプレス銀行）」を発出する。

資料12 外資導入免許証の修正について（ザ・アメリカン・エクスプレス銀行）

- 一、参照事項：①ザ・アメリカン・エクスプレス銀行からの外資導入免許修正申請書（別紙 略）、②上記銀行宛ての免許修正却下通知書案（別紙 略）

51) 沖縄県公文書館所蔵資料『外資導入免許関係書類 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション 外資導入合同審議会』（資料コード R00066652B）「1962年3月16日経済局商工課決裁文書『外資導入免許証の修正について（ザ・アメリカン・エクスプレス銀行）』」。

二、意見及び勧告：該申請は審議会に諮った結果、茲にこれを許可することとなれば地元の金融機関を著しく混乱させると云うことに意見の一致をみた。従って、当分の間、アメリカン・エクスプレス銀行の貸付業務は、協調融資の形と、民間銀行及び政府銀行の特別要請によらない限り、その制限を引き続き必要と致します。

よって上記一②の修正申請却下通知案を承認の上、発送方勧告する。

この承認申請にかかる書簡に対し、米国民政府行政官は高等弁務官経由で1962年4月20日、行政主席宛て「外資導入（アメリカン・エクスプレス銀行）の修正」と題する文書において「米国民政府は、行政主席がアメリカン・エクスプレス銀行に対し修正申請却下通知書を送付することに異議はない」と回答する⁵²⁾。

これを受け、行政主席は1962年4月26日、アメックス宛てに琉外資委第23号において「この度の貴申請に対して、承認を与えることは、残念乍ら地元の金融機関を著しく混乱に陥れることになります。よって当分の間は、アメリカン・エクスプレス銀行の貸付業務は、協調融資の形と民間銀行及び政府銀行の特別要請によらない限り、その制限を引き続き必要と致します」とした外資導入免許修正申請却下通知書を送付する⁵³⁾。

このようにしてアメックスの民間進出問題は沖縄の経済界に大きな反響を呼んだが、外資導入免許証の修正は行わないことで決着が付いた。と思われていた。

(4) 再度の外資導入免許制限条項撤廃の申請

イ. 再度の外資導入免許証修正申請

キャラウェイ高等弁務官は1963年3月5日、那覇市内のハーバービュー・クラブで開催された金門クラブの月例夕食会で演説し、「現時点での（沖縄住民の）自治は、神話でしかなく存在しないものだ」という有名な「自治神話」の発言を行う。そのなかでは、琉球政府の行政、立法、司法機関だけではなく、地元金融機関の経営者を厳しく糾弾している⁵⁴⁾。そのような頃、アメックスは1963年3月15日、行政主席に対し、「現在の銀行免許を改正して琉球の会社及び個人と直接に取引出来る様にして頂きたいとお願い致します。斯うする事によって琉球経済界に現在よりも安い金利を招来する事が出来る訳です」と、再び外資導入免許証 JFIB 第135号の修正を申請する⁵⁵⁾。アメックスは同日、同様の文書をキャラウェイ高等弁務官にも提出している。

52) 同上（資料コード R00066652B）「UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS APO331 20 APR 1962『Amendment of Foreign Investment - The American Express Co., Inc.』」。

53) 同上（資料コード R00066652B）「行政主席1962年4月26日琉外資委第23号」。

54) 小谷融「2022」90頁を参照されたい。

55) 沖縄県公文書館所蔵資料『外資導入免許関係書類 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション 外資導入合同審議会』（資料コード R00066652B）「（行政主席宛て、キャラウェイ高等弁務官宛て）1963年3月15日ザ アメリカン エクスプレス カンパニー インク 外資導入免許 JFIB 第135号」。

この再免許証修正申請について、米国民政府マキューン民政官は1963年3月22日、外資導入合同審議会に出席し、「従来島内企業を保護育成するとの見地から、企業の国際競争力が高まるまでは外資の導入を規制するとの立場をとってきたが、それではいつまでたっても資本取引の自由化はできない。むしろ沖縄経済の成長発展を助けるためには、現行の外資導入規制手続を大幅に緩和し無条件に、積極的に受け入れるべきである」と琉球政府の外資導入規制を厳しく批判するとともに、アメックスの外資導入免許条件の緩和についても「現行の免許条件を廃し地元銀行と同様活動が出来る様に緩和すべき」との考えを明らかにした⁵⁶⁾。マキューン民政官が外資導入合同審議会に出席した直後の3月25日、アメックス総支配人らは那覇銀行協会理事会に、再免許証修正申請の趣旨を「今度の免許条件の修正は、これまで地元銀行との協調融資によって協力してきたが、琉球経済の発展に伴い地元銀行の賄い切れない分野について、競合しない範囲内で二次的に業務を拡大していくためである」と説明している⁵⁷⁾。

ロ. 再免許証修正申請に対する那覇銀行協会の陳情書

那覇銀行協会は1963年3月28日、外資導入合同審議会宛てに資料13の銀協第217号「アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証（JFIB - 135）の条件修正申請に対する反対について（陳情）」と題する文書を提出する⁵⁸⁾。その後、同様の陳情書を米国民政府、同首席民政官、琉球政府行政主席、金融検査部長、立法院議長宛て提出している⁵⁹⁾。

資料13 外資導入免許証（JFIB - 135）の条件修正申請に対する反対について（陳情）
首題のことについて、当協会は下記の理由を開陳して全面的に反対陳情します。

1. 地元資金が日本へ逃避するおそれがある。

アメリカン・エクスプレス銀行は地元銀行と競合しないと云っているが、低コスト資金を豊富に有する以上、地元銀行の分野に喰込んでくることは明らかで、従って地元銀行との競争は避けられない。

そのため、地元銀行は資金コスト（預金利率）の低減を余儀なくされることになり、その場合、地元資金は利回りの高い日本の投資市場に吸収されることが予想される。その結果、地元資金の流出は単に銀行の弱体化を招くばかりではなく、やがて経済界全体が資金繰りに困ることにもなりかねない。その場合、外銀が琉球における末端の企業に対する融資などの面倒を見てくれるかどうか。外銀においても、自己の安全を考えて面

56) 中野好夫編 [1969] 508頁～509頁。沖縄タイムス1963年3月24日。

57) 富原守保 [1964] 182頁～183頁。

58) 沖縄県公文書館所蔵資料『アメリカン・エクスプレス関係書類1962年』（資料コード 0000033037）「1963年3月28日社団法人那覇銀行協会銀協第217号『アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証（JFIB - 135）の条件修正申請に対する反対について（陳情）』」。

59) 沖縄県公文書館所蔵資料『外資導入免許関係書類 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション 外資導入合同審議会』（資料コード R00066652B）「1963年4月2日 アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証の条件修正申請に対する反対について（陳情）」。

倒をみないであろう。そうした場合、琉球の中小企業は当然衰退し、ひいては倒産するよりほかはないのである。

2. 外資導入免許証の条件修正の申請理由が薄弱である。

アメリカン・エクスプレス銀行の免許証修正申請の趣旨は、あくまでも地元銀行との協調のもとに述べており、また、地元銀行より反感を買っては営業が出来ないと述べているが、何故、無条件修正の申請をなしているか。若し、同銀行が地元銀行と協調する意思があり、また地元銀行を圧迫しないということであれば、現免許の条件範囲でも営業は可能と思われる。

現在、琉球には21（外銀を除く）の金融機関があり、これらの金融機関によって琉球における商社及び個人に対する銀行業務特に短期融資については充分サービス出来る状況で、外銀を地元金融機関同様に銀行の諸業務を取扱わすことは琉球における金融秩序が乱され、地元銀行の経営が危機に追込まれることは必至である。同行が真に琉球経済に貢献しようとの熱意があれば、むしろ長期資金（設備投資）などの充足を図ることが望ましいことであり、わざわざ地元銀行の分野を攪乱する如き免許証の無条件修正は厳に慎むべきである。

現にバンクオブアメリカ（銀行支店）は、現在の免許条件でも十分地元銀行と協調の道がひらかれているので改正申請する意志はないとはっきり述べている。

そこでアメリカン・エクスプレス銀行の免許証無条件修正申請の意図がどこにあるのか甚だ不明瞭であり、従って該申請の理由も薄弱である。

3. 地元銀行の今後の健全経営に支障を来たすことになる。

アメリカン・エクスプレス銀行は、免許証条件の修正が許可された場合、強大な低利資金にものを言わせて琉球における優良業者の獲得に積極的な働きかけをすることは間違いなく、その場合、地元銀行は二流以下の弱小企業を対象に取引しなければならず、これが因で銀行間の過当競争は激化し、不良貸付は増え、銀行の経営状態は悪化することになるのは火を見るより明らかである。

ご承知のように地元銀行は布令第37号の趣旨に則り銀行の健全経営に努力を続けており、その矢先外銀の免許証条件を修正することは銀行の過当競争を惹起せしめることになり、銀行の健全経営を行う上からも、また布令第37条の趣旨からも逆行するものである。

以上申し述べました当協会の希望するところを充分御賢察下さいまして、アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証の条件修正は却下され、地元銀行の保護育成に格別の御配慮を賜りたく当協会各社員銀行連名の上、陳情申し上げる次第であります。

その主旨は、次のように整理することが出来る。

- ① 地元銀行との競合、その結果、沖縄の金融資産は利回りのよい本土の金融市場へ流出する。
- ② 協調融資で充分間に合う、免許条件修正申請の意図が不明である。

③ 地元銀行の過当競争の激化、それは布令第37号の趣旨に反する。

ハ. 再免許証修正申請に対する金融検査部の意見

経済局長は1963年3月19日、金融検査部長宛てに琉外資委第86号「外資導入免許修正申請について（照会）（アメリカン・エクスプレス銀行沖縄支店）」と題する文書を発出し、当日3月19日午後5時までと期限を区切り、アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許修正申請に対する許可の是非およびその理由を照会している⁶⁰⁾。

この照会を受け、金融検査部長は1963年3月20日、経済局長宛てに、「修正は好ましくない」とする資料14の金銀第220号「外資導入免許修正申請について（回答）」と題する文書を回報する⁶¹⁾。

資料14 外資導入免許修正申請について（回答）

標題については、1961年6月2日付内理第235号及び1962年2月21日付金金第157号で回答したところであるが、現在も下記の点を特に強調し、申請どおりの免許修正は好ましくないと思料するので慎重に御検討願いたい。

1. 現在、商業銀行2行、相互銀行7行、保険会社6社及び其の他信協等が多数ある。琉球経済の規模からして、銀行、相互銀行9行という数は多すぎるものであり、その為に過当競争の弊を招いていると考えられるので銀行整備5ヶ年計画を立案して、銀行、相互銀行を整理統合していく方針である。そこえ申請銀行の免許条件を修正して地元銀行と同等の営業をさせることは新しい銀行を設立する以上に、益々過当競争になる。このことは現在立案作業中である銀行整備5ヶ年計画をも挫折させることになる。さらに、現在改善されつつある地元銀行も混乱させることになるので、当分の間は申請の免許修正は避けるべきである。
2. 商業銀行にしても相互銀行にしてもその目的とするところは、企業及び中小商工業者への短期運転資金の供給にある。今のところ短期運転資金は、地元金融機関及び外国銀行との協調融資によって賄えるであろう。
3. 申請銀行自体の現在の融資枠及び62年の免許修正申請の理由を検討した場合、琉球経済にとって最も必要としている長期設備資金の供給が目的ではなく、外国為替関係の短期資金の融資を目的としている。それを認めるとなれば、地元銀行を圧迫するだけであって何等地元銀行との協力、提携ということにはならない。
4. 地元銀行としてはかなり高い利息を支払うことによって地元資本の蓄積を図り、それを企業に融資しているのである。ところが、申請銀行の場合、本国に於ける低利な資金

60) 沖縄県公文書館所蔵資料『アメリカン・エクスプレス関係書類1962年』（資料コード 0000033037）「1963年3月19日経済局長琉外資委第86号『外資導入免許修正申請について（照会）（アメリカン・エクスプレス銀行沖縄支店）』」。

61) 沖縄県公文書館所蔵資料『外資導入免許関係書類 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・バンキング・コーポレーション 外資導入合同審議会』（資料コード R00066652B）「1963年3月20日金融検査部長金銀第220号『外資導入免許修正申請について（回答）』」。

を沖縄に移し、直接地元業者に融資した場合、地元銀行がそれとともに競争できないことは火を見るよりも明らかであり、ひいては地元銀行を混乱に陥れ、琉球経済にとってもよい結果とはならないであろう。

5. 申請銀行の免許修正を認めた場合、もう一つの外国銀行であるバンク・オブ・アメリカについても、同様に認めなければならなくなるであろう。
6. 当部としても、輸入に依存している消費物資を地元生産に転じなければならぬと思料するものであるが、その為には地元資本の蓄積を図ることは勿論、外資を導入して重要基幹産業を育成しなければならないであろう。しかし、その為の外資導入はあくまでも長期設備資金でなければならぬと考える。短期資金の導入は消費経済をあおるのみである。

二. 外資導入合同審議会の米国民政府民政官に対する承認方勧告

外資導入合同審議会は1963年4月8日、アメックスからの再免許証修正申請に対して、「地元銀行に与える影響、ひいては琉球経済に及ぼす問題として、種々世論も浴びせられたが、再度にわたる外資導入合同審議会において全面的に許可するのではなく、幾分緩和して許可するのが妥当且つ善策である」との意見集約を行う⁶²⁾。

それを受け、外資導入合同審議会委員長は同日1963年4月8日、行政主席経由で米国民政府民政官宛てに琉外資委第87号「外資導入免許修正について（アメリカン・エクスプレス銀行）」を発出し、資料15の意見および案について承認方の勧告を行っている⁶³⁾。

資料15 外資導入免許修正についての意見および免許修正案

意見：（略）申請銀行が地元市場に進出することについては、同銀行が資本金の面で強力であるところから、地元銀行を押え、且つ琉球経済を圧迫するものとして、種々、厳しい世論の中に置かれていた。しかしながら一方では、同銀行が進出することについて歓迎する向きもあった。外資導入合同審議会では慎重に慎重を重ねる検討の結果、琉球経済という観点に立って、その部分的修正許可を与えるという結論に達した。

従って、次の免許修正案に対し、貴官の承認方を勧告する。

免許修正案（筆者注：下線部分が部分的修正箇所である）

第2節 被免許人は次の条項に従い外国銀行として一般銀行業務（信託業務を除く）を行うことが出来る。

被免許人の銀行業務（例えば預金、貸付業務）は、直接琉球人の個人、商社又は団体には利用出来ない。但し、被免許人は、民営又は官営の銀行又は金融機関及び琉球の商社で外資導入被免許人が支配株を有するものに対し、該業務を利用することが出来、又、

62) 同上（資料コード R00066652B）「1963年4月8日外資導入合同審議会『外資導入免許修正申請について』」。

63) 同上（資料コード R00066652B）「1963年4月8日外資導入合同審議会委員長琉外資委第87号『外資導入免許修正申請について』」。

琉球の民営又は官営の銀行又は金融機関と協同し、又はその申請によって琉球の商社に貸付けることが出来る。更に、琉球の民営又は官営の銀行又は金融機関との協調が得られなかった場合、或いは、これらの銀行又は金融機関のもつ法的能力を超過して貸付を行う場合、又は、他の特殊事情がある場合は、琉球政府金融検査部々長の同意を得て、琉球の商社又は個人に対して直接貸付を行うことができる。

前述の外資導入合同審議会が意見集約した「幾分の緩和」は、上記下線部分に記載されているとおり、アメックス沖縄支店は、次の場合、金融検査部長の承認を得て、琉球の商社または個人に対して直接貸付を行うことができるとした点である。米国民政府と地元銀行の両方に配慮した妥協的なものとなってしまった。

- ① 地元銀行との協調融資が得られなかったとき。
- ② 地元銀行の一人当り貸付限度額を超過する部分を貸付けるとき。
- ③ その他特別の事情があるとき。

上記照会に対し、米国民政府民政官は1963年4月25日、行政主席に対し次の「アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証修正について」と題する資料16の書簡⁶⁴⁾で、「アメリカン・エクスプレス銀行に即刻無条件（非制限）免許を交付すべき」との勧告を行う。

資料16 アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許証修正について

1. 標記に関する1963年4月8日付 GRI-JFIB-87 号書簡を参照願いたい。
2. 高等弁務官は、外資導入合同審議会の提案する処置について同意しない。無条件免許証を認めない理由となっている事項は、事実と合致しておらず、また琉球住民福祉の観点からも健全なものではない。このことに鑑み、高等弁務官は、これらの論点が充分なものでないとしており、かつ、アメリカン・エクスプレス銀行に対して交付する免許証に条件を付したいという勧告は残念ながら賛成できないと述べている。
3. 以上の事からも考えられるとおり、私は貴職も又、外資導入合同審議会の答申意見が充分なものでない事を認められると確信し、したがって、これは高等弁務官を貴職においても、その琉球住民に対する重大な責任を遂行する上で考慮できないものであります。住民の福祉や経済の発展を考え、且つ本問題を徹底的に検討した琉球政府の責任ある職員であれば、今回の審議会における提案措置の誤りを知るものであるという事は疑いを持たない。貴職がこの問題の緊急性を考え、高等弁務官の意見と同じように、琉球の最良の利益になるよう措置を取り、アメリカン・エクスプレス銀行の申請のとおり免許を修正することを確認します。更に、高等弁務官は、貴職の今回の長時間を要した免許修正を即時にされるよう切に望んでいます。

64) 同上（資料コード R00066652B）「UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS APO48 25 APR 1963『Amendment of Foreign Investment -American Express Company, Inc.』」。

外資導入合同審議会は上記の書簡を受け1963年4月26日、緊急会議を開催し、本件を再度審議し、制限条項を撤廃した免許案を決議する⁶⁵⁾。同審議会は、免許の修正を認可する理由として、次のことをあげている⁶⁶⁾。

- ① 地元銀行の保有する資金だけで、産業界の資金需要を全面的にかつ低金利で十分に賄えない。
- ② アメックスの申請理由は、地元銀行との協調融資を原則とし、地元銀行の能力を超える分野に主として営業を拡大するとしているので、地元銀行との実質的な競合は避けられる。

行政主席は同日の4月26日、米国民政府民政官の了承を得て、アメックスに対して、資料17の外資導入免許証 JFIB 第135号を交付する（下線第2節が制限条項を撤廃した箇所）。

資料17 外資導入免許証 JFIB 第135号

1. ザ・アメリカン・エクスプレス・カンパニー・インク（以下「被免許人」とよぶ）に対し、茲に、1958年9月12日付高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」の規定並びに以下に掲げる条件に従って、琉球における事業に従事することを許可する。
2. 被免許人は、琉球列島における銀行業務に適用されるすべての法律並びに規則に従って、外国銀行として、琉球における一般銀行業務を行うことが出来る。
3. 当免許は1963年4月26日から効力を有し、1959年10月26日付の外資導入免許証 JFIB 第135号は同日付をもって効力を失する。
4. (略)

米国民政府は外資導入免許証 JFIB 第135号が交付された翌日1963年4月27日、「アメックスに対して制限のない免許の認可を勧告した外資導入合同審議会の措置と行政主席による同免許の交付はもっとも歓迎すべきことである。この措置は高等弁務官布令第11号の規定に基づいてとられたものであるが、琉球住民に利益をもたらすであろう」とのステートメントを発表した⁶⁷⁾。

琉球政府、立法院、那覇銀行協会、商工会議所等がこぞって反対したアメックスの免許修正問題は、キャラウェイ高等弁務官はじめ米国民政府側が強引に推進することで幕を閉じた⁶⁸⁾。その後、1960年2月に銀行法の免許および布令第90号の外資導入免許証を下付さ

65) 同上（資料コード R00066652B）「1963年4月26日外資導入合同審議会決裁文書『外資導入免許修正申請について（ザ・アメリカン・エクスプレス・カンパニー・インク）』」。

66) 富原守保 [1964] 184頁。沖縄タイムス1963年4月28日。

67) 高野義夫 [1997] 142頁。沖縄タイムス1963年4月28日。

68) 沖縄の本土復帰後、アメックスは昭和55（1980）年6月30日にコザ支店を閉鎖して那覇支店に業務を併合したが、昭和57（1982）年10月30日には那覇支店も閉鎖する。預金業務の一部を琉球銀行に、また融資業務の一部を沖縄信販株式会社に業務委託して沖縄の民間地域での営業活動に終止符を打った。ただし、米軍基地内で軍用銀行施設として営業を継続していた（琉球銀行調査部編 [1985]

れ、制限された範囲内で営業を行ってきたバンク・オブ・アメリカ（BOA）も1964年5月12日に営業制限を撤廃すべく外資導入免許証の修正申請を行ってきた。これに対して、金融検査部は銀行整備統合計画を推進していたことから反対の意見表明を行うが、那覇銀行協会は「BOAの免許修正に反対しない」ことを表明する。このため、アメックスの場合と異なり申請から1ヵ月を満たさない1964年6月2日に外資導入免許証の修正がすんなりと認められた⁶⁹⁾。

次号第23章では、戦後本土における外国銀行の状況、本土および沖縄における外国銀行に係る法令を踏まえ、バンク・オブ・アメリカの外資導入免許の修正がすんなりと認められた背景をみていく。

引用・参考文献

- 稲泉薫 [1970] 「沖縄経済の現状」伊藤善市ほか編『沖縄の経済開発』潮出版社11頁～24頁。
 大蔵省銀行局 [1954] 『第3回銀行局金融年報－昭和29年版－』金融財政事情研究会。
 小谷融 [2022] 『琉球政府時代の証券史』中央経済社。
 小谷融 [2024] 「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書V～琉球政府「銀行法」の変遷～」『大阪経大論集』第75巻第1号143頁～170頁。
 島袋鉄男 [1975] 「経済法制の変遷（二）－1950年以降－」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会429頁～467頁。
 高野義夫 [1997] 『沖縄年鑑1964（昭和39年）復刻版第5巻』日本図書センター。
 立脇和夫 [2000] 「平和条約発効後の在日外国銀行（上）」『早稲田商学』第385号113頁～167頁。
 中部製糖株式会社 [1980] 『中部製糖二十年のあゆみ』中部製糖株式会社。
 富原守保 [1964] 『金融の裏窓15年～富原守保回顧録』経済評論社。
 中野好夫編 [1969] 『戦後資料 沖縄』日本評論社。
 松田賀孝 [1981] 『戦後沖縄社会経済史研究』東京大学出版会。
 宮古製糖株式会社 [1990] 『宮古製糖三十周年のあゆみ』宮古製糖株式会社。
 宮里政玄 [1966] 『アメリカの沖縄統治』岩波書店。
 山城新好 [1964] 「琉球における外資導入」琉球大学経済研究所編『琉球経済の研究』南方同胞援護会56頁～86頁。
 琉球銀行調査部編 [1984] 『戦後沖縄経済史』琉球銀行。
 琉球銀行調査部編 [1985] 『琉球銀行三十五年史』琉球銀行。
 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 『金融年報（昭和45年創刊号）』琉球政府。

402頁)。

69) 琉球銀行調査部編 [1984] 1190頁。琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 51頁～52頁。